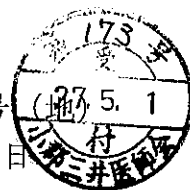


福岡県医師会第0361号
平成27年 5月 1日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について

今般、予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令が、平成27年4月10日に公布され、同日より施行となった旨、別添のとおり厚生労働省健康局より福岡県保健医療介護部を通じて連絡がありました。

本改正に伴う給付額の変更については、別添厚生労働省通知をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

27保衛第200号
平成27年4月15日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会长

殿

福岡県保健医療介護部長事務代理
保健医療介護部次長 松本 義明
(保健衛生課感染症係)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ
予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部
を改正する政令の施行について

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り
厚くお礼申し上げます。

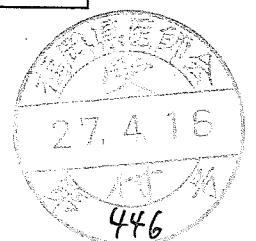
さて、このことについて、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありま
したのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対し通知の内容について周知いただきますとともに、
円滑な定期予防接種の実施に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、各福岡県予防接種センターへは、当課から別途通知していますので申し
添えます。

【お問い合わせ先】

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県保健医療介護部保健衛生課感染症係 岩見
TEL: 092-643-3268 FAX: 092-643-3282
MAIL: iwami-a6179@pref.fukuoka.lg.jp





健発 0410 第 4 号
平成 27 年 4 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 208 号）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 209 号）については、平成 27 年 4 月 10 日に公布され、同日から施行されることとなったところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、貴管内市区町村に対する周知方をお願いします。

記

- 1 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 11 条から第 13 条まで、第 17 条、第 21 条、第 24 条及び第 26 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

- （1）A 類疾病に係る定期の予防接種及び臨時の予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項に規定する臨時の予防接種（以下「第三項臨時予防接種」という。）を除く。）

	改正前の額	改正後の額
ア 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	35,200 円	36,000 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	33,200 円	34,000 円
イ 障害児養育年金		
1 級	1,503,600 円	1,539,600 円
2 級	1,203,600 円	1,231,200 円

ウ	障害年金		
	1 級	4,810,800 円	4,924,800 円
	2 級	3,849,600 円	3,939,600 円
	3 級	2,886,000 円	2,954,400 円
エ	障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
	1 級	834,200 円	836,500 円
	2 級	556,200 円	557,700 円
オ	死亡一時金	42,100,000 円	43,100,000 円

(2) B類疾病に係る定期の予防接種

	改正前の額	改正後の額
ア	医療手当	
	月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	
	35,200 円	36,000 円
	月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	
	33,200 円	34,000 円
イ	障害年金	
	1 級	2,736,000 円
	2 級	2,188,800 円
ウ	遺族年金	2,392,800 円
エ	遺族一時金	7,178,400 円

(3) 第三項臨時予防接種

	改正前の額	改正後の額
ア	医療手当	
	月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	
	35,200 円	36,000 円
	月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	
	33,200 円	34,000 円
イ	障害児養育年金	
	1 級	1,197,600 円
	2 級	957,600 円
ウ	障害年金	
	1 級	3,830,400 円
	2 級	3,064,800 円
	3 級	2,298,000 円

エ 死亡一時金

生計維持者である場合	32,700,000 円	33,500,000 円
生計維持者でない場合	24,600,000 円	25,100,000 円

- 2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成 21 年政令第 277 号）第 3 条から第 5 条まで、第 8 条及び第 10 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

	改正前の額	改正後の額
ア 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	35,200 円	36,000 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	33,200 円	34,000 円
イ 障害児養育年金		
1 級	1,168,800 円	1,197,600 円
2 級	936,000 円	957,600 円
ウ 障害年金		
1 級	3,741,600 円	3,830,400 円
2 級	2,994,000 円	3,064,800 円
エ 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
1 級	834,200 円	836,500 円
2 級	556,200 円	557,700 円
オ 遺族年金		
生計維持者である場合	3,270,000 円	3,350,000 円
生計維持者でない場合	2,460,000 円	2,510,000 円
カ 遺族一時金		
生計維持者である場合	32,700,000 円	33,500,000 円
生計維持者でない場合	24,600,000 円	25,100,000 円

- 3 本改正による給付の額の変更は、平成 27 年 4 月 10 日から施行され、平成 27 年 4 月 1 日から適用されるものであること。

- 4 平成 27 年 3 月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月 31 日以前の死亡に係る死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例によること。

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百八号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万五千二百円」を「三万六千円」に改め、同項第二号中「三万三千二百円」を「三万四千円」に改め、同項第三号中「三万五千二百円」を「三万六千円」に改め、同項第四号中「三万三千二百円」を「三万四千円」に改め、同条第二項中「三万五千二百円」を「三万六千円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百十六万八千八百円」を「百十九万七千六百円」に改め、同号ロ中「九十三万六千円」を「九十五万七千六百円」に改め、同項第二号イ中「百五十万三千六百円」を「百五十三万九千六百円」に改め、同号ロ中「百二十万三千六百円」を「百二十三万三千六百円」に改め、同条第四項中「八十三万四千二百円」を「八十三万六千五百円」に、「五十五万六千二百円」を「五十五万七千七百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百七十四万六千六百円」を「三百八十三万四千四百円」に改め、同号ロ中「二百九十九万四千円」を「三百六万四千四百円」に改め、同号ハ中「二百二十四万四千円」を「二百二十九万八千円」に改め、同項第二号イ中「四百八十一万八千円」を「四百九十二万四千八百円」に改め、同号ロ中「三百八十四万九千六百円」を「三百九十三万九千六百円」に改め、同号ハ中「二百八十八万六千円」を「二百九十五万四千四百円」に改め、同条第四項中「八十三万四千二百円」を「八十三万六千五百円」に、「五十五万七千七百円」を「五十五万七千七百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千二百七十万円」を「三千三百五十万円」に改め、同号ロ中「二千四百六十万円」を「二千五百十万円」に改め、同項第二号中「四千二百十万円」を「四千三百十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百六十七万二千四百円」を「二百七十三万六千円」に改め、同項第二号中「二百三十三万八千四百円」を「二百三十八万八千八百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百三十三万七千六百円」を「二百三十九万二千八百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百一十二万八千八百円」を「七百一十七万八千四百円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の予防接種法施行令第十一条から第十三条まで、第十七条、第二十一条、第二十四条及び第二十六条、附則第三項の規定による改正後の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条並びに次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成二十七年三月以前の月分の予防接種法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む）並びに遺族年金の額並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

（予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

3 予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千二百十万円」を「四千三百十万円」に改める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百九号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万五千二百円」を「三万六千円」に改め、同項第二号中「三万三千二百円」を「三万四千円」に改め、同項第三号中「三万五千二百円」を「三万六千円」に改め、同項第四号中「三万三千二百円」を「三万四千円」に改め、同条第二項中「三万五千二百円」を「三万六千円」に改める。

第四条第二項第一号中「百十六万八千八百円」を「百十九万七千六百円」に改め、同項第二号中「九十三万六千円」を「九十五万七千六百円」に改め、同条第四項中「八十三万四千二百円」を「八十三万六千五百円」に、「五十五万六千二百円」を「五十五万七千七百円」に改める。

第五条第二項第一号中「三百七十四万六千六百円」を「三百八十三万四千四百円」に改め、同項第二号中「二百九十九万四千円」を「三百六万四千八百円」に改め、同条第四項中「八十三万四千二百円」を「八十三万六千五百円」に、「五十五万六千二百円」を「五十五万七千七百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百二十七万円」を「三百三十五万円」に改め、同項第二号中「二百四十六万円」を「二百五十一万円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令第三条から第五条まで及び第八条並びに次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成二十七年三月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三